## 「鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱の骨子(案)」に対する パブリックコメント(意見募集)の結果について

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱の骨子(案)に対して皆さまからお寄せいただきましたご意見の概要と市の 考え方について取りまとめましたので公表いたします。

なお、ご意見については原則として原文のまま掲載していますが、趣旨が変わらない範囲で一部表現の調整等を行っているものもあります。

- 1 パブリックコメント(意見募集)の実施概要
  - (1) 募集期間 令和6年9月2日(月)~令和6年10月1日(火)
  - (2) ご意見の数5件 ※提出者数2名(郵送1件、持参0件、FAX0件、電子メール1件)
  - (3) お寄せいただいたご意見と市の考え方 次の表のとおり

No.	意見の概要(要約)	市の考え方	修正の有無	
1	市が多様な価値観を認めるのは非常によい制度だと思い	1要綱の骨子案の(12)において、市職員はLGBTQ	無	
	ます。また、私も含めて、LGBTQ+等の性的マイノリ	+等の性的マイノリティへの理解を深めることとし、		
	ティへの理解は不十分だと思っています。このため、市	(11) において市民及び事業者への周知啓発について記載		
	長、市職員は、自身の理解を深めるとともに、市民、関係	しております。		
	事業者に周知することの責務を明記してほしい。			
	パートナーシップ届出をして、それを有効に活用したい	本制度はパートナーシップ及びファミリーシップ関係にあ	無	
2	方々もいるが、届出をしてもそれをできるだけ開示したく	る方々の届出を市が尊重し、誰もが大切なパートナーや家族		
	ない方々、そもそも届出することをしたくない方々もい	と共に、自分らしく暮らしていけるよう市が応援するもので		
	る。それぞれの価値観を認められるような制度になるとい	す。届出や開示を強制することはありませんので、個別の事		
	いと思います。	情に応じてお気持ちを尊重し、対応してまいります。		
	要綱案の(11)(12)には、少し記載があります	市職員として知っておくべき基礎的な知識や日常の業務に	無	
	が、個人情報としてというより、さらにもう少し機微な情	おける心構え、職場における留意事項等を掲載する「性の多		
	報として扱うように明記するといいのではと思います。さ	様性を尊重するためのガイドライン」の作成を行っており、		
	らに、例えば、Q&Aや、さまざまな相手に向けたパンフ	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の開始に合わ		
	レットの作成とかを県、国、周辺の大きな市とともに整備	せて公開します。本ガイドラインでは、アウティング(性的		
	して市民の目にはいるようにしてほしい。決して、予算が	指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にして		
3	少ない鎌ケ谷市だけで事業をしてほしくないと思います。	いることを明かすことをいう。)の禁止や、本人の了承なく		
		プライバシーや個人情報及び性的指向や性自認等の要配慮個		
		人情報が周りに知られることがないよう徹底することを記載		
		します。		
		また、制度について説明した「鎌ケ谷市パートナーシッ		
		プ・ファミリーシップ届出制度ガイドブック」の作成も行っ		
		ており、本ガイドブックは、Q&Aを含め、様々な方に制度		
		を理解していただけるよう作成します。		

		現状では、国や県において制度化の動きはありませんが、	
		県内では令和6年10月1日現在、13市が「パートナーシ	
		ップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携」に関する協	
		定を締結しております。本市においても協定の締結を検討し	
		ていくことになるものと考えております。また、多くの市民	
		の目に触れるよう、広く周知を進めてまいります。	
	骨子(基本的な考え方)の制定の目的として、LGBTQ	本制度の目的は、「誰もが平等に尊重され、自分らしさを	無
	+等の性的マイノリティの方々へのマイナスの影響を減ら	発揮し活躍できるまち鎌ケ谷」の実現を目指すものとしてい	
4	す目的は理解できるのですが、それ以外の方々へ、どのよ	ます。全ての市民が自分らしく生きたいという気持ちに寄り	
	うな効果、目的があるのかをもっと明確に記載できるとい	添うものであるという趣旨について理解していただけるよ	
	いのではないかと思います。社会的な理解が広がるとかの	う、周知、啓発に努めてまいります。	
	言葉ではなく、市民にとってどのような効果があり、どの		
	ような目的があるか。多様な考えを尊重できる市民が増加		
	するとか、それによって、住みやすい市になるとかを言語		
	化できるといいのでは?と思いました。		
	私は本制度に反対です。	本制度は、パートナーシップ関係にある双方及び子又は親	無
	本制度の導入により、現行の法律や条例へ影響を与える	等が家族として生活する関係を証明するものです。	
5	懸念があります。また、現行法で定められた家族制度が維	現状では、同性同士の婚姻が認められていないため、法的	
	持できなくなる恐れがあるため、本制度の導入は慎重であ	な権利の制約や、双方の関係性についての周囲の無理解によ	
	るべきと考えます。	り、生きづらさを感じている当 <del>事者</del> も少なくないと言われて	
	私としては、少子高齢化の進行に歯止めをかける制度を	│ │います。性のあり方は一人ひとり違い、その違いを尊重する	
	推進すべきと考えます。	   ことは、性的マイノリティだけでなく、すべての方が生きや	
		ー すい社会の実現につながります。	
		- この制度がきっかけとなり、多様なパートナーシップや家	
		   族の在り方に対する社会的な理解が広がることを目指してい	
		ます。	
			1